

とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所
電話 (02585) 2-2151

とちお第一七〇号昭和四十六年二月十日発行
毎月十日、同発行(定価 一部 四円)
昭和二十二年二月十日第一種郵便物認可



栗守神社
裸神合祭の準備中

おもな内容

- ▷進む奥地の過疎現象……………2
- ▷土地、建物を買う人のために5
- ▷ガスぶろに注意……………3
- ▷くらしのメモ……………6
- ▷川をきれいにしよう……………4
- ▷栃尾市の文化財……………6
- ▷小型雪上車配分さまる……………4
- ▷公民館のページ……………7
- ▷とちおと人物(物語)……………5
- ▷お知らせ(確定申告ほか)……………8

46, 2

No. 170

確定申告は3月15日まで

忘れるとあなたが損をします

昭和四十五年所得税の確定申告が、二月十六日から始まり、三月十五日まで行なわれまゝ、一月十五日まで行なわれまゝ、確定申告は、一年間の所得とそれに対する税額を自分で計算し、確定申告書に記載して税務署に提出する納税上の義務です。もし、期限までに申告と納税をしないと、無申告加算税や延滞税がかかります。

延納ができなかったりして、不利な取り扱いを受けることになりまゝ、期限内に忘れずに申告と納税をしてください。

確定申告の必要な人

確定申告の必要な人は、事業を営んでいて所得金額が所得控除額より多い人や、給与をもらっている人に該当する人です。

- (1) 給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人
- (2) カ所だけから給与を受けている人で、給与所得、退職所得以外の所得が五万円をこえる人
- (3) カ所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入金額

とその他の所得金額の合計が五万円をこえる人。

- (4) 家事使用人などで、所得税を源泉徴収されない人
- (5) 同族会社の役員やこれらの人と親族関係にある人で、その会社から給与のほかには貸付金、店舖や工場の賃借料、機械器具の使用料などを受けている人
- (6) 昭和四十五年中に災害を受け、給与からの源泉徴収を猶予されたり、すでに源泉徴収された税金を返してもらっている人

納税相談を実施

税務署では、つぎの日程で確定申告納税相談を行います。希望者はぜひご利用ください。

日時 二月二十二日(月)、二月二十三日(火)、三月十一日(木) 午前九時から午後四時まで
場所 市役所四階大会議室

納め過ぎの税金 確定申告でもとり戻す

確定申告をする必要のない人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、確定申告をすれば、納め過ぎの税金を返してもらえます。つぎのような人は、税金が納め過ぎになっていないかどうかを確かめ、早めに確定申告をし還付を受けてください。

- (1) 医療費を支払い、医療費控除を受けることができる人
- (2) 災害や盗難にあり、住宅や家財などに損害を受け雑損控除を受けることができる人
- (3) 国や地方公共団体などへ寄付をして、寄付金控除を受けることができる人
- (4) 生命保険外交員などで、源泉徴収された税金が確定申告の年税額よりも多い人
- (5) 配当所得を申告した人で、配当の源泉徴収額が年税額よりも多い人
- (6) 昭和四十五年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- (7) 予定納税をしている人で、確定申告をする必要がなくなった人

ことしも農耕用免税軽油の申請を、つぎのとおり受け付けます。ことしからは、機械を各個人が所有し使用している場合でも、代表者を決めて共同申請をすることが出来ます。希望者は、期間内に申請をしてください。

受付期間 昭和四十六年二月十五日から三月十日まで

受付場所 市役所税務課(二階)

申請に必要なもの

- (1) 新規申請者
①どんな機械かはっきりわかる書類(カタログなど)。
- (2) けん引するものは、税務課で発行する所有証明書
- (3) けん引しないものは、売買契約書または売渡し証明書
- (4) 農業委員会が発行する耕作面積証明書
- (5) 印かん
- (6) 継続申請者
①昨年の申請により交付を受けた使用者証
- (7) 耕作面積証明書

農耕用免税軽油 申請は三月十日まで

積証明書

- (1) けん引するものは、税務課で発行する所有証明書
- (2) けん引しないものは、売買契約書または売渡し証明書
- (3) 農業委員会が発行する耕作面積証明書
- (4) 印かん
- (5) 継続申請者
①昨年の申請により交付を受けた使用者証
- (6) 耕作面積証明書

三、共同申請者

新規申請者、継続申請者の場合のほかつぎのものが必要です

- (1) 税務課備え付けの共同申請明細書
- (2) 全員の印かん

なお、他の人から耕うんを頼まれた人は、依頼人の依頼証明書と耕作面積証明書が必要です。

日時 二月二十二日(月)、二月二十三日(火)、三月十一日(木) 午前九時から午後四時まで
場所 市役所四階大会議室

納め過ぎの税金 確定申告でもとり戻す

確定申告をする必要のない人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、確定申告をすれば、納め過ぎの税金を返してもらえます。つぎのような人は、税金が納め過ぎになっていないかどうかを確かめ、早めに確定申告をし還付を受けてください。

- (1) 医療費を支払い、医療費控除を受けることができる人
- (2) 災害や盗難にあり、住宅や家財などに損害を受け雑損控除を受けることができる人
- (3) 国や地方公共団体などへ寄付をして、寄付金控除を受けることができる人
- (4) 生命保険外交員などで、源泉徴収された税金が確定申告の年税額よりも多い人
- (5) 配当所得を申告した人で、配当の源泉徴収額が年税額よりも多い人
- (6) 昭和四十五年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- (7) 予定納税をしている人で、確定申告をする必要がなくなった人

人		人	
(12月末日現在)			
世帯数	7,719	男	16,950
		女	18,366
		計	35,316

今月の市税

- ▷固定資産税
- ▷国民健康保険税
- ▷国民年金

納期 3月1日

行政相談日

▽とき 二月二十四日
午前10時から午後3時まで

▽ところ 市役所市民相談室

なんでも気軽に相談ください

大型特殊自動車 出張試験 (キャタピラ付) 申し込み 2月15日-20日まで、栃尾警察署へ(免許証、写真2枚、収入証紙代等1,000円持参のこと) 試験日 2月25日、26日二日間の予定(場所は未定) 試験場 新潟県上越市上越町

農委の離農調査から

ますます進む奥地の過疎現象

離・廃農家四六戸、半数以上市外転出

農業委員会では、毎年農家の離・廃農状況および農地の転用状況を調べています...

で、隣接の長岡市への転出の多いのが注目されます。...

転用農地の目的別割合



離農農家のゆくえ



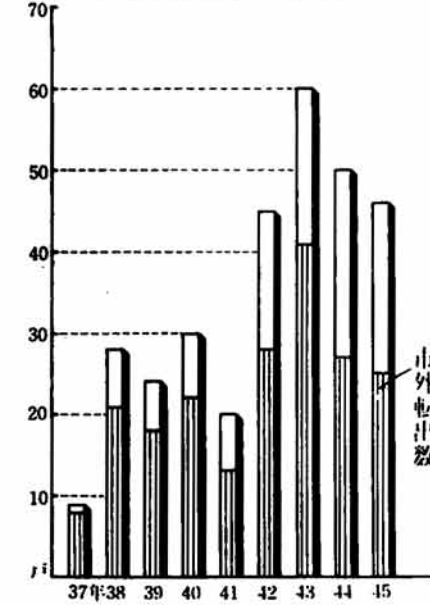
部別離農農家数

Table with columns for region (部), town (町), and number of abandoned farmers (戸数).

昨年一年間、市内で転出や転居により離農した農家は四六戸でした...

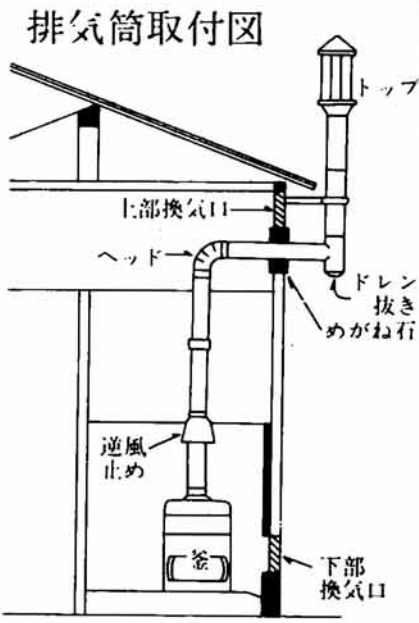
昨年農業委員会が取り扱った農地転用は、二七六件、一四万四、〇三二平方メートル...

離農農家数の推移

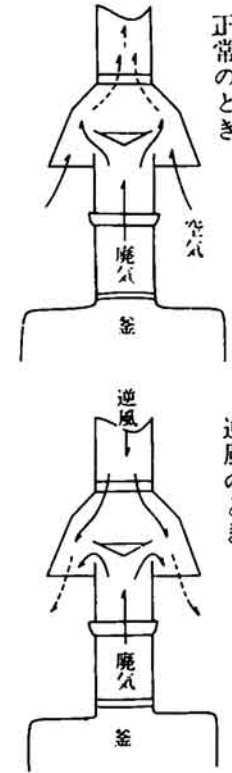


中毒 爆発 ガスぶろに注意！ 排気筒を必ずつけよう

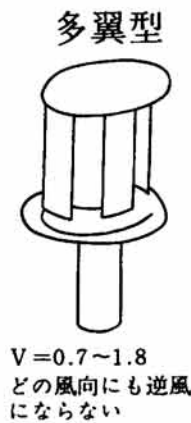
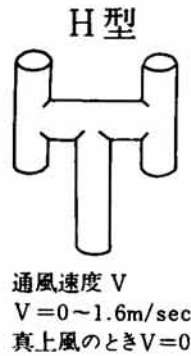
ガスは便利ですが、取り扱いや設備が十分でないとき非常に危険です...



逆風止めの作用



換気口は、室の上下二カ所に必要です。一人風呂の場合、上部換気口は三五〇平方センチメートル...



事故防止に欠かせない 逆風止めのはたらき 一般にガス器具は、熱効率が高く、排気ガスの温度が比較的低いため...

統一地方選挙 投票日 4月11日 4月25日

- おくらない もらわない もとめない 金のかからない きれいな選挙を実現しよう

国をささえる若い力

自衛官募集中

陸、海、空自衛官(二士)を募集しています。自衛隊の規律ある団体生活で身につけた技術、責任感や根性は、一般社会に広く歓迎されています。

河川の汚濁は、いま全国的な問題になっています。市内を流れる刈谷田川もその例外ではありません。先般、下流の見附市上水道に多量の油が流入したことから、「刈谷田川の水質保全について」とくに協力の要請がありました。私たち栃尾市民は、「さいわい刈谷田川の最上流にあり、いつもきれいな水を使用することができるとはいいませんが、下流の人々に迷惑をかけないよう、今後いっそう川をきれいにすることに協力をお願いします。」

川をきれいにしよう 見附市から協力要請

栃尾市では、健康で明るい清潔な市づくりをめざして、全国都市にさしかけて昭和四十二年に「清掃都市」の宣言をしました。
①常に屋内外の清掃につとめる
②川や側溝などの清掃につとめる
③衛生害虫の発生防止につとめる
④ごみ、危険物その他の汚物は衛生的に処理する。の四点について、市民ひとりひとりが心にとめて、清掃都市の名に恥じないよう努めていただくようお願いが、次第にその効果をあげてきました。また、市では年々増加する「ごみ」の処理が、現在の一日処理能力・〇トンでは困難になったためさらに一日・〇トン処理できる焼却炉の増設を進めています。

川は流域住民の共有財産
このように市民のご理解と協力により、きれいな町づくりを進めているわけですが、さる一月二十五日、見附市において上水道の浄水場に大量の油が流入したことから、上流の栃尾市内から流れ出たものではないかという事で、その後見附市から収入役、市議会議員が当市を訪れ、市民生活に欠くことのできない上水道の水源である刈谷田川の水質保全について特段の協力をいただきたい旨の申し入れを受けています。河川の上流は刈谷田川に限らず、

下流の人たちが安心してきれいな水を利用できるように、これからは絶対川にゴミなどを捨てないよう努め、清掃都市の名に恥じない清潔な市づくりに協力をお願いします。



〔写真は手前ファームポーターと後ろ六輪ブルマイター〕

小型雪上車 配分さまる

十二月号でもお知らせしたように豪雪部落間の道路圧雪を行なうため、ことし初の試みとして小型雪上車の購入計画をすすめてまいりましたが、一月上旬に入荷しました。これは二分一県費補助によるものですが、購入車種は二種類で、「六輪ブルマイター」二台、「ファームポーター」一台の計三台。金額は三台で二四万円(うち県補助金六〇万円)でした。

市ではこれを部落に貸しつけ、常時部落間の道路圧雪に利用してもらいますが、燃料費と修繕料は市が負担し、運転に要する人件費等については部落から負担してもらおう予定です。

貸付け部落と圧雪予定区間はつぎのとおりです。
栗山沢―栗山沢―南中―松尾
上米伝―上米伝―寒沢―吹谷
比礼―比礼―北荷頃



守門 滑降距離 スキー
新潟県選手権大会
3月21日

第30回記念守門滑降距離スキー新潟県選手権大会が、3月21日旧栃尾小学校を会場に開かれます。

この大会は、県下の「さようならスキー大会」として、毎年市外あるいは県外からも多くの参加者があります。

希望者は早目に申し込みください。

競技種目
滑降距離レース ▶成年組(15才~34才)、第一壯年組(35才~44才)…大岳頂上(標高1,432m)から旧栃尾小学校までの全長15キロ。▶中学男子、第二壯年組(45才以上)…万太郎頂上(標高655m)から旧栃尾小学校までの全長7.5キロ。
滑降レース ▶峠頂上(標高600m)から新屋敷までの3.7キロ。

各競技とも団体、個人レースがありますが、団体レースは各組とも3名で1チームを構成し、合計所要時間で順位を決めます。

参加申し込み
申込先 〒940-02 栃尾市下谷内 栃尾市公民館内 第30回記念守門スキー大会事務局 電話 2局2151 内線281。
申込方法 事務局に備えてある所定の用紙に必要な事項を記入して申し込む。
参加料 一般300円、中学生100円。申し込み時に申し込み用紙に添えて納める。
申込期限 3月10必着。

とちおと人物 (物語)

百姓一揆を指導 新時代を開いた

河田 藤七

栃尾郷は上杉謙信ゆかりの地であり、こうした関係から特殊な行政地域でした。その後天領となり元和六年に長岡藩に編入されますが、新領主に対して一種の優越感をもっており、気にならないことがあると、しばしば一揆を起しました。

元禄三年を皮切りに、明治三年までの一八〇年間に五回も一揆を起しています。
この最後の一揆が俗に「藤七騒動」と呼ばれる百姓一揆です。
明治維新後、割元庄屋制が廃止され、一人の郷役所詰め庄屋制度による支配体制が確立されますが、旧割元と新興詰め庄屋との間に激しい勢力争いが生じます。

一方、政府側はまだ誕生したばかりで、いわゆる徳川三百年の支配体制が、大きな音をたてて崩壊してゆく動乱の時代です。
このときに、庄屋制度の廃止という画期的な要求をつきつけたのが藤七騒動です。

河田藤七は市内梅之俣の人で、

⑧



部落を救うための年貢米不足分を借用した藤七の借用証文

明治二十六年八四才で死亡していますので、一揆のときは六一才でした。当時、部落では年令的には長老格であり、家は中流の農家だったといわれています。
郷中に選状を回し、明治三年七月二十五日、貝を合図にムシロ旗を立てていっせいにほう(蜂)起

上塩組は塩川から七曲りを経て樺出に、下塩組は二日町から下塩に出る。割元庄屋宅を襲って焼き、人面から樺出に出て上塩組に合流、秋葉山に向かいました。秋葉山には各谷々から百姓が続々つめかけその数は四五千人にのぼったといわれます。急を聞いて柏崎県から役人が早馬でかけつけ、五か条の上訴と十三か条の嘆願全部を受諾することで解散を命じました。

五か条の上訴とは、●庄屋制度廃止 ●戸長制廃止 ●末端行政機構として三、四か村を統合(現在の大字程度)して一区とし、総代制を設け総代は公選とする。●栃尾の市日を毎月一、六に改める ●男子の断髪を命令できぬ。というものでした。

藤七は事件後捕えられ、十年の懲役を科せられました。中風と偽り、真偽をためすため獄医がからだに針を刺しましたが、平気な顔をしていたので、実刑八〇日で釈放されたといわれます。
上訴文には郷中七九か村の村々惣代一七九人が連署しています。全国的には、慶応二年に「えいじやないか」大衆騒動が起り、明治二年には「世直し運動」の一揆が広まった時であり、一介の百姓である藤七のこうした時代に対する認識の深さと行動力、統率力におどろかありません。
藤七は単に一揆の主謀者であっただけでなく、公共事業にも尽くしたようです。栃尾町の豪家・清水家を説いて新田開拓をしたといわれ、安政四年に梅之俣部落が年貢米を上納できなかったとき、これを救うため藤七は金一五円を借用しています。こうした借財によるためか、晩年は振わなかったといわれています。
(郷土史研究者 島田 進)

最近、マイホームを求めて土地や建物を買う人が多くなってきましたが、このマイホームブームに便乗して悪徳不動産業者が増加し、マイホームの夢を食いものにしている例が多くなっています。
土地や建物を買う場合、法律上どんなことに注意したらよいでしょうか。
土地、建物を買う前に
買いたいと思う土地、建物そのものを調べることもたいせつですが、まず売る相手方がはたしてその不動産の真実の所有者かどうか、抵当に入っているといったような細かいがわしい事情がなく、自分の名義にすぐ登記できるかどうかをよく確かめることが必要です。
そのためには、登記所に行って買いたいと思う不動産の登記簿を自分で閲覧するか、登記簿の謄本または抄本の交付を受けて、登記がどうなっているか調べます。
また、家屋を買う場合、その家が借地の上に立っているときは、買う人は必ず地主とあって、借地権が得られるかどうか確認しなければなりません。
家の売主は借地人としての権利をもっていますが、借地権は地主

土地、建物を買う人 買った人のために

の承諾がなければ他人に譲ったりその土地をまた貸したりすることはできません。
土地、建物を買ったら
買った後すぐに登記をすることです。そして登記と引き換えに売買金を払うのが確実な方法です。買主が買った不動産を自分名義に登記するかどうかは自由ですが買主が登記をしないといううちに、売主がその不動産を他人に二重に売却し、後で買った人が先に登記を済ませてしまつと、所有権は後の買主のものになってしまいます。
登記が済んだら
登記が済むと、登記官は登記が完了したことを証明する登記済証を買主に渡します。これが「権利証」といわれるものです。
この権利証は、その不動産の所有者であることの証明書です。不動産の売買には、必ず権利証が必要です。
自分の不動産が、知らない間に他人の名義になっているといったような問題がよく聞かれますが、これは権利証や印かんの保管に対する注意が足りないために起きるものです。
権利証や印かんは、たいせつに保管しておくください。

暮らしの メロウ



洗剤 用途によって使い分け

洗剤は、酸性、アルカリ性、中性洗剤などにより、用途によりそれぞれ違った成分をもっています。使うときには、その成分と使い方、確かめ、用途にあった使い方をしないと、よごれが落ちないばかりか手あれの原因にもなります。

酸性洗剤 トイレや排水管、タイ

この洗剤には、塩酸、硫酸、スルファミン酸などが含まれているため、手をあらし傷口を刺激します。使用するときには、必ず手袋を使い、手や衣服には絶対につけないでください。

中性洗剤 洗剤のうちもっとも刺激が少ないため、台所用からおしやれ着、シャンプーなど幅広く使われています。特に、布地の風合いやつやを保つ点ではすぐれ、色落ちしやすいものには最適です。

経営診断から

計画的な農業経営を

春の作付けも間近かです。今のうちにわが家の経営を診断し、計画的な農業経営をしましょう。

1 家族従事者、経営面積、農機具施設などがどのように利用され農作物の生産にどれだけ役立っているか。

2 作付け状況はどんな作物の組合せになっていて、どの作物が自分の家に何割くらいの収入をもたらしているか。また、これから農業収入を多く得るには、どの部門、どの作物から得るか。

3 農業収益には、どれだけの労力や資材などの経費がかかったか。販売の時期や価格はどうか。

4 家畜頭数をふやしたり経営面積を拡大するときは、どこで労力を節約するか。

5 田植機や稲刈機などの機械化除草剤の使用などによって省力



農事

しかし、刺激が少ないため、よごれを落とす力はどうしても弱くなります。

弱アルカリ性洗剤 汗や皮脂分をよく落とす化粧石けん、洗たく石けん、住居用洗剤などです。

用途が一般向きで洗剤の主流を占めています。アルカリに弱い毛、アセテート、混紡製品には、地質をいためるため使えません。

強アルカリ性洗剤 がんこな油よごれを簡単に落とす、オーブンやコンロ用クリーナーです。

作用が強くガラス、アルミニウム、布などは腐食させます。また、手につくと皮膚をあらします。使うときには、ハケかゴム手袋を使わなければなりません。

大日如来(県文化財)

昭和三十年に発見された時には千割れていたり、ねずみがかじっていたりして、いふいふいたんでいました。三十七年によく県の文化財に指定される見通しがつきました。この仏像は前京都市の国宝修理所で大修理をしました。この仏像は前回にも述べたように、いくつかの木を寄せて作ったもので、すから、長い間にニカワや麦漆で接いだところがゆるみまわしたので、寄せた木をバラバラに解き、あらためて接ぎ合わせたのです。また、髪先きという前髪が欠けていたのでこれを補いました。したがってこの部分は、県の文化財から除外されています。接ぎ合



昭和三十年に発見された時には千割れていたり、ねずみがかじっていたりして、いふいふいたんでいました。三十七年によく県の文化財に指定される見通しがつきました。この仏像は前京都市の国宝修理所で大修理をしました。この仏像は前回にも述べたように、いくつかの木を寄せて作ったもので、すから、長い間にニカワや麦漆で接いだところがゆるみまわしたので、寄せた木をバラバラに解き、あらためて接ぎ合わせたのです。また、髪先きという前髪が欠けていたのでこれを補いました。したがってこの部分は、県の文化財から除外されています。接ぎ合

歴史文化財

仏像が日本に伝えられたのは西暦五二五年ですから、今から千四百年くらい前です。この仏像が作られたのは藤原時代後期ですから、仏像が伝えられてから五百年、今から九百年前です。

こんなに古い、しかも立派な仏像が、いつ、どこから、どんなにしてこの寺にもたらされたかは、ハッキリわかっていません。

昔、見附の観音坂に多くの寺がありましたが、ある時この一山がすっかり炎上してしまいました。その時長王堂の管長弘然上人がこの大日如来を持ち出し、縁故をたよって中野侯に来て一字を建てました。これが東光寺であるといわれています。この仏像は、山炎上の時、火に会った焼痕があると言われているが、これを裏付けるように、後頭部に直径約三センチほどの焼痕があります。

また、岩松一統が会津から将来したともいわれます。岩松家は上州足利の出で、上州の東光寺は岩松一統の菩提寺です。岩松家はもとと真言宗で、立派な家柄であり、中野侯の東光寺が昔は真言宗だったことを考えると、やはり何かの関係があるように思われます。

簿記教室などに人気

四月からまた開講

公民館は、昨年の四月から簿記教室、書道教室、ペン字教室、洋裁教室を毎週の夜一回開講して、みなさんから好評を得ています。これらの科目は、昨年以前も行っていましたが、各教室として独立はせず、青年学級の中でコース学習として行なっていました。しかし、みなさんの要望が多様化してきたこと、学習意欲が沸き立につれ、専門性をもった学習をしたいということから、単独の各教室にしたものです。

簿記教室は、さる十二月閉講しそのほかの各教室も三月いっぱい

で昭和四十五年度の学習は終え、四月から昭和四十六年の各教室を開講することになっています。各教室とも一年制であるため、きたる三月に年間資料一千円程度で新規の受講者を募集することになっています。

簿記教室

簿記を全く知らない人に能力検定三級程度を教えます。四十五年度は、百十人の受講者があり、ひととりの学習を終え十二月に閉講しました。この間、検定簿記三級に十七人が受験して十二人が合格。二級にも一人が受

4月3日に成人式

案内もれは連絡を

栃尾市第二十三回成人式を例年のように、きたる四月三日栃尾小学校で行ないます。

ことしの該当者は、昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までに生まれたかたです。成人式に出席できる者は、栃尾市に住んでいて住民登録をして

ら推せんいただいた各代表者(後日該当者に周知)が伺います。もし、案内状が届かなかつたり、代表者の確認がなかつたかたは、急いで公民館(電話二局二〇二〇)へご連絡ください。

式典と記念行事はつきのとおりです。

受付 午前八時四十分から
式典 午前十時から
記念行事 講演 午前十一時
記念写真撮影 (地区別)

試験に合格しています。また、閉講後も次の検定に備えて、希望者が補習を行なっています。

書道教室・ペン字教室

(夜間にもめげず簿記を熱心に勉強する受講生)



楷書、行書、草書、かな、筆の使い方などひととおり教えています。最近、書道、ペン字熱が高まり受講者もふえ、全員が毎月昇級しています。

洋裁教室

文化式でストラックス、ブラウスなどひととりの縫い方を教えています。ここで習得した実力を公民館行事の文化祭で展示して、みなさんに披露しました。

市教育委員会と市青少年問題協議会が募集した、明るい家庭づくり標語の入選作品が、つぎのように決まりました。これらは、明るい家庭づくりをより一層進めるために機会あることに利用します。

一席 話し合う心が築く明るい家庭

二席 赤谷 佐藤定一

三席 幸せはみんなで作る家庭

四席 若い目を明るく伸ばそう家庭

五席 赤谷 安井清吉

六席 親と子が笑顔で話すよい家庭

七席 平 稲田昭治

八席 よい郷土話し合いから理解

九席 大町 平沢 博

十席 ゆずり合う心が築く住よい

社会 赤谷 佐藤定一

佳作 親の不注意子どもの非行

佳作 栃尾小学校 石原弥生

佳作 笑顔で築こう明るい家庭

佳作 上谷内 加藤春次

佳作 語り合う家族がつくるよい家庭

佳作 下塩小四年 神保正代

佳作 よい家庭つくる小さな親子の対話

佳作 上谷内 加藤春次

佳作 明るさで照らす我が家の対話の灯

佳作 上塩 大港捲二

佳作 にこにこことあひさつかわすよい家庭

佳作 下塩小四年 神保敏浩

佳作 毎日の出先を告げるよい家庭

佳作 下塩小四年 佐藤藤一

佳作 育てよう我が家の味の茶の間

佳作 大町 平沢 博

佳作 よい家庭親は子の身に子に

佳作 山屋 諏佐千秋

第10回市民
書初展

とき 2月27日~3月4日
午前9時~午後5時

ところ 栃尾市公民館

展示作品は 金賞以上